

宮内式発第445号
令和元年10月4日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 庁 式 部 職
(公印省略)

名簿の提出について(依頼)

来る11月14日及び15日、大嘗宮の儀を別紙次第のとおり行われますので、お知らせします。

なお、本儀の参列者の範囲は、下記のとおりとなっておりますので、その名簿(別紙様式)1通を10月9日までに送付願います。

記

最高裁判所長官、最高裁判所判事(長官代行)及び元最高裁判所長官並びに以上の者の配偶者

最高裁判所判事(前項に掲げるものを除く。)及び高等裁判所長官

最高裁判所事務総長

各界の代表1人



大嘗宮の儀

11月14日午前9時、大嘗宮を裝飾する。

午後5時、参列の諸員が休所に參集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に參集される。

時刻、天皇が御休所にお着きになる。

時刻、皇后が御休所にお着きになる。

次に衛門20人が南北（左右各3人）及び東西（左右各2人）各神門の所定の位置に着く。

次に威儀の者左右各6人が南神門から参入し、所定の位置に着く。

次に悠紀主基両殿の神座を奉安する（掌典長が掌典次長、掌典及び掌典補を率いて奉仕する。）。

次に縞服、龜服を各殿の神座に置く（掌典長が奉仕する。）。

次に各殿に斎火の灯燎を点す（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

この時、庭燎を焼く。

悠紀殿供饌の儀

時刻、天皇が廻立殿にお入りになる。

次に小忌御湯を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御祭服を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御手水を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御笏を供する（侍従が奉仕する。）。

時刻、皇后が廻立殿にお入りになる。

次に御服を供する（女官が奉仕する。）。

次に御手水を供する（女官が奉仕する。）。

次に御檜扇を供する（女官が奉仕する。）。

時刻、式部官が前導して諸員が参進し、南神門外の幄舎に着床する。

次に膳屋に稻春歌を発し（楽師が奉仕する。）、稻春を行い（采女が奉仕する。）、神饌を調理する（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を置く（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に掌典長が本殿に参進し、祝詞を奏する。

次に天皇が本殿にお進みになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し（侍従左右各1人が脂燭を執る。）、御前侍従が剣璽を奉じ、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を

張り、侍従長、侍従が隨従し、皇嗣及び親王が供奉され、大礼副委員長1人が隨従する。

この時、掌典長が本殿南階の下に候し、式部官左右各1人が脂燭を執って南階の下に立つ。

次に侍従が剣璽を奉じて南階を昇り、外陣の幌内に参進し、剣璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下し、簾子に候する。

午後6時30分、天皇が外陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が南階を昇り、簾子に候する。

この時、本殿南庭の小忌の幄舎に皇嗣及び親王が着床され、宮内庁長官以下の前行、隨従の諸員が着床する。

次に皇后が本殿南庭の帳殿にお進みになる。

式部副長及び侍従次長が前行し（侍従左右各1人が脂燭を執る。）、女官長及び女官が隨従し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、大礼副委員長1人が隨従する。

次に皇后が帳殿の御座にお着きになり、女官長及び女官が殿外に候する。

この時、殿外の小忌の幄舎に皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が着床され、侍従次長以下の前行、隨従の諸員が着床する。

次に式部官が樂師を率いて本殿南庭の所定の位置に着く。

次に國柄の古風を奏する。

次に悠紀地方の風俗歌を奏する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に皇后が廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び隨従はお出ましのときと同じである。

次に本殿南庭の回廊に神饌を行立する。

掌典補左右各1人が脂燭を執り、掌典1人が削木を執る。

掌典1人が海老鰐盥槽を執り、同1人が多志良加を執る。

陪膳の采女1人が御刀子管を執り、後取の采女1人が御巾子管を執る。

采女1人が神食薦を執り、同1人が御食薦を執る。

采女1人が御箸管を執り、同1人が御枚手管を執る。

采女1人が御飯管を執り、同1人が鮮物管を執る。

采女1人が干物管を執り、同1人が御菓子管を執る。

掌典1人が鮑汁漬を執り、同1人が海藻汁漬を執る。

掌典補2人が空盞を執り、同2人が御羹八足机を舁く。

掌典補2人が御酒八足机を舁き、同2人が御粥八足机を舁き、同2

人が御直会八足机を昇く。

次に削木を執る掌典が本殿南階の下に立って警蹕をとなえる。

この時、神樂歌を奏する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が外陣の幌内に参入し、奉侍する。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を御親供になる。

次に御拝礼の上、御告文をお奏しになる。

次に御直会

次に神饌を撤下する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を膳舎に退下する。

その儀は、行立のときと同じである。

次に廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び隨従は、お出ましのときと同じである。

次に各退出する。

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者
國務大臣及び副大臣

内閣法制局長官及び内閣官房副長官

検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長

衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

衆議院の議員 40 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、調査会会长、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

参議院の議員 21 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

国立国会図書館長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び最高裁判所事務総長

各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者

都道府県の知事及び議會議長
市及び町村の長及び議會議長の代表
栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会長
栃木県及び京都府の斎田の大田主及びその配偶者
各界の代表
その他別に定める者

○

服装 天皇：御祭服

皇后：白色帛御五衣・同御唐衣・同御裳

皇嗣及び親王：東帶（帯剣）・小忌衣

皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王：五衣・唐衣・裳・小忌衣
宮内庁長官、侍従長、侍従次長、侍従、式部官長、式部副長、
式部官、大礼副委員長、掌典長、掌典次長、掌典、掌典補、樂長
及び樂師：東帶・小忌衣

女官長及び女官：五衣・唐衣・裳・小忌衣、袴袴・小忌衣

采女：白色帛畫衣・唐衣・紅切袴・青摺襪

威儀の者及び衛門：東帶（帯剣）・小忌衣

参列の諸員

男子： モーニングコート、紋付羽織袴

女子： ロングドレス（ローブモンタント）、デイドレス、
白襟紋付

外套着用可

お列

天皇のお列

式部官長 宮内庁長官 侍従（脂燭） 侍従（御筵道） 侍従（璽）
侍従（脂燭） 侍従（御筵道） 侍従（劍）

天 皇 侍従（御裾） 侍従（御筵道） 侍従（御菅蓋） 侍従（御綱）
侍従（御筵道） 侍従（御綱）

侍従長 侍従 皇嗣 親王 大礼副委員長

皇后のお列

侍従（脂燭）

女官（御裾）

式部副長 侍従次長 侍従(脂燭) 皇后 女官(御裾) 女官長

皇嗣妃 親王妃 内親王 女王 大礼副委員長

主基殿供饌の儀

悠紀殿供饌の儀に倣う(11月15日午前0時30分天皇主基殿外陣御着)。

別紙様式

| | 肩書き | 氏名 | 生年月日 | ※配偶者の有無 |
|--|-----|----|------|---------|
| | | | | |

※配偶者の有無は「有資格者」のみ記載願います。

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 本人 | 名 | 計 | 名 |
| 配偶者 | 名 | | |